

○後志広域連合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

〔平成19年5月31日〕
条例第19号

改正 令和2年3月6日条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第29条第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果について必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の手續)

第2条 戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(減給の効果)

第3条 減給の期間は1日以上6月以下とし、この期間においては、給料の額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、報酬）の10分の1以下を減ずるものとする。

(停職の効果)

第4条 停職の期間は、1日以上6月以下とする。

- 2 停職者は、その職を保有するが、職務に従事しない。
- 3 停職者は、停職期間中、いかなる給与も支給されない。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年条例第2号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。